

市 有 財 産

一 般 競 争 入 札 の し お り

開 札 実 施 日 令和8年12月22日(火)

あま市総務部財政課

電 話 0 5 2 - 4 4 4 - 1 7 1 4 （直 通）
市 公 式 ウ ェ ブ サ イ ト <https://www.city.ama.aichi.jp/>
メ ー ル ア ド レ ス zaisei@city.ama.lg.jp

お申し込みの際は、必ずこのしおりをお読みください。
開札当日には、このしおりをご持参ください。

目 次

	頁
1. 入札物件調書一覧表	1
2. スケジュールの概要	2
3. 入札の概要	3
4. 入札心得書	4
5. 物件に関する情報	1 3
【物件番号1】（あま市七宝町桂角田7番1、8番1）	
物件調書・位置図・登記事項証明書・公図・地積測量図・ 現況写真	
6. 様式	2 2
市有財産一般競争入札参加申込書（様式第1）	2 2
委任状（様式第2）	2 4
誓約書（様式第3）	2 5
入札書（様式第4）	2 6
7. 記入例	2 7
8. 市有財産売買契約書（案）【物件番号1】	3 2
9. 入札の公告内容	3 7
10. 開札のご案内	3 8

1 入 札 物 件 調 書 一 覧 表

物件 番号	所在及び地番	土地		予定価格 (最低売却価格)
		地目	実測面積	
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	417.72 m ²	60,348,000 円
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	733.95 m ²	
	以下余白			

※予定価格未満での入札は失格とします。

2 スケジュールの概要

市有財産一般競争入札のしおりの配布から土地引渡しまでのスケジュールは、以下のとおりです。

ただし、本スケジュールは予定であり、変更になる場合があります。

予定期日	事項	内容
令和8年10月22日から11月6日まで (質疑の受付は10月22日から10月28日まで)	入札のしおり配布	・市公式ウェブサイトからダウンロード
	質疑書の受付	・電子メールにて質疑書の受付



令和8年11月5日まで	質疑への回答	・市公式ウェブサイトにて回答
-------------	--------	----------------



令和8年11月6日から11月20日まで	入札参加申込受付	・市役所財政課窓口にて持参若しくは、一般書留又は簡易書留により郵送
---------------------	----------	-----------------------------------



令和8年11月24日から12月8日まで	書類審査	・提出書類により入札参加資格の確認
---------------------	------	-------------------



令和8年12月9日から12月16日まで	入札保証金の納付	・入札保証金の納付
---------------------	----------	-----------



令和8年12月17日から12月22日まで	入札	・市役所財政課窓口にて持参し提出
----------------------	----	------------------



令和8年12月22日	開札	・最高額入札者を落札者として決定
------------	----	------------------



令和9年1月12日まで	契約保証金の納付 契約締結期限	・市が指定する期間中に契約保証金を納付し、契約を締結
-------------	--------------------	----------------------------



契約締結から30日以内	売買代金納付	以下のいずれかの方法により納付 ①契約締結と同時に全額を納付する方法 ②契約締結前に売買代金の10%以上の契約保証金を納付し、契約日から30日以内に残額を納付する方法
-------------	--------	---



売買代金納付後	所有権移転等	・売買代金の全額を納付した時点で所有権を移転し、現状有姿での引渡し ・所有権移転登記の手続きはあま市が実施 ・印紙等は買受人の負担
---------	--------	---

※ 本スケジュールに変更が生じた場合には、市公式ウェブサイトに掲載します。

3 入札の概要

売却物件 【第1～第2】	あま市七宝町桂角田7番1、8番1
入札参加申込 【第3】	申込：令和8年11月6日（金）から11月20日（金）まで （必着） 持参の場合は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時 まで受付 場所：あま市役所 総務部財政課（3階）
入札保証金 【第4】	入札保証金の納付 ◇入札保証金は入札金額の5%以上の金額です。受付時に金額入 りの納付書を作成・発行しますので、金融機関等で納付してく ださい。
入札 【第5】	入札：令和8年12月17日（木）から12月22日（火）まで 土・日・祝日を除く午前9時から午後4時まで受付 <u>※最終日の12月22日（火）は午後3時まで受付</u> 場所：あま市役所 総務部財政課（3階） ◇入札書類を直接、持参してください。（郵送等は不可）
開札 【第6】	日時：令和8年12月22日（火） 午後3時30分から（午後3時開場） 会場：あま市役所 C2会議室（2階）
売買契約 【第7】	売払決定通知書を受け取った日から21日以内に契約していただ きます。 ◇契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された者の 名義になります。
売買代金 【第8】	契約締結後30日以内に売買代金から契約保証金を差し引いた額 を納付していただきます。 ◇契約時に全額を一括納付した場合は、契約保証金は不要です。
所有権移転 【第9】	売買代金の全額を納付された時点で所有権移転登記の手続きを開 始し、現状有姿で引渡しをします。

入札心得書

第 1 売却物件

物件番号	所在及び地番	登記地目	地積 (実測面積)	予定価格 (売却最低入札価格)
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	417.72 m ²	60,348,000 円
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	733.95 m ²	

※予定価格未満での入札は、失格とします。

- 1 売却物件は、物件調書のとおりです。
- 2 申込みに当たっては、次の点にご注意ください。
 - (1) 上下水道、電気、都市ガス等の供給処理施設の引込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引込みを要することがありますが、本市では補修や引込工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問合せの上、各自で対応してください。
 - (2) 現地説明会は実施しません。ただし、売却物件への立入りを許可しますので、必ず各自で調査確認を行ってください。現地調査の際には、地域住民の迷惑にならないよう、ご配慮をお願いします。
 - (3) 売却物件を使用する場合には、都市計画法、建築基準法等の各種法令等の規制を受けることとなりますので、入札参加希望者の計画に見合った利用の可否については、あらかじめ各自で関係機関に照会する等して十分に確認してください。
 - (4) 物件調書の記載事項は、調査時点における一般的な調査内容を列挙してあるものであり、現時点で変更されている場合がありますので、必ず現地確認や諸規制を確認してください。なお、現状と差異が生じた場合には現状が優先されます。
 - (5) **売却物件は、現状有姿での引渡しとなります。**なお、地盤調査及び土壌調査等は行っておりません。工作物（フェンス、擁壁、給排水施設、舗装など）及び樹木等を含むものとし、立木の伐採、雑草の草刈、切株の除去、井戸・地下埋設物・電線等地上・地下・空中工作物の補修・撤去・移設や、ゴミ集積場・電柱・街路灯・防犯灯・交通標識等の撤去・移設等の費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体の如何を問わず、一切本市では行いません。
 - (6) 越境が目立つもの、明らかに視認できるものは、物件調書の参考事項欄に記載しています（ただし、樹木、草花、簡易に移設できるものの越境については記載していない場合もあります。）。越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設等については、全て落札者において行っていただきます。
 - (7) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先されます。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことが後日発覚しても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することはできません。
 - (8) 入札者は、入札後、本入札心得書、入札公告及び契約書案並びに物件調書、物件の現況等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。現物と公告数量等が符号しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。また、**契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることはできません。**市として知り得ない地下埋設物が発見された場合等に、撤去等責任を負うことはできませんのであらかじめご承知おきください。（なお、契約者が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める「消費者」に該当する場合はこの限りではありません。）。
 - (9) 本物件には用途制限があります。詳細は「第 10 用途等の制限」をご確認ください。

第2 参加資格

- 1 入札に参加できるのは、契約上の条件等を遵守できる日本国内に住所登録がある個人又は日本の法律に基づく法人格を有する単独の法人企業です。
- 2 次に該当する者は、入札に参加することができません。
 - (1) 居住地または所在地が課税する市税等を滞納している者
 - (2) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産の申立てがなされている者
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可を受けている者を除く。）
 - (5) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者
 - (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - (7) あま市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（あま市長・愛知県津島警察署長、令和7年3月13日付け締結）に規定する排除措置対象法人等及び愛知県暴力団排除条例（平成22年条例第34号）第2条第3号に該当する者。なお、入札参加申込者全員（法人の場合は、法人の役員等全員を含む。）について、氏名・生年月日・性別・住所・役職名等の情報を愛知県津島警察署長に提供し、排除措置対象法人等に該当するか否かを照会します。
 - (8) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 3 次に該当する者は参加者の地位を喪失します。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為をした者
 - (2) 競争を制限する目的で他の参加者と市有地の譲受希望価格について相談等を行った者
 - (3) 他の参加者の入札を妨害する等、公正な競争を阻害する行為があった者
 - (4) 提出した書類等に、虚偽の記載があった者
 - (5) 参加者が本市との信頼関係を破壊したと認められる行為があったと、本市が判断した者
- 4 その他留意事項
 - (1) 入札参加申込書の提出をもって、本入札心得書及び必要に応じて本市が提示する各種関係書類等の記載内容を承諾したものとみなします。
 - (2) 応募に必要な一切の費用は、参加者の負担とします。
 - (3) 使用言語は、日本語とします。
 - (4) 長さ、面積等の数量単位は、原則としてメートル法を用います。
 - (5) 代理人により入札するときは、必ず「委任状」（様式第2）を提出してください。ただし、同一物件において1人で2人以上の代理を行うこと、又は申込人と他の代理人を兼ねることはできません。

第3 入札参加申込

市有財産一般競争入札のしおり配布	令和8年10月22日（木）から11月6日（金）まで 市公式ウェブサイトから必要に応じてダウンロードしてください。				
入札参加申込期間	令和8年11月6日（金）から11月20日（金）まで 午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） （郵送による申込みの場合は、令和8年11月20日（金）午後4時必着とし、必ず「一般書留」又は「簡易書留」としてください。提出期限までに到着したことを電話でご確認ください。）				
申込先	〒497-8602 あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部財政課（3階）				
提出書類	(1) 市有財産一般競争入札参加申込書（様式第1） (2) 委任状（様式第2） ◎代理人により申込みをする場合のみ (3) 誓約書（様式第3） (4) 未納のないことの証明書 （申込者の居住地または所在地があま市の場合は除く）※ (5) 添付書類※ <table border="1" data-bbox="528 869 1430 1014"> <tr> <td>個人</td><td>住民票の写し</td></tr> <tr> <td>法人</td><td>法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）</td></tr> </table> ※発行後3か月以内のもの	個人	住民票の写し	法人	法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
個人	住民票の写し				
法人	法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）				
注意事項	(1) 直接、あま市役所総務部財政課へ持参するか、一般書留又は簡易書留により郵送してください。 (2) 電話・電子メール等での参加申込はできません。 (3) 期限までに到達しない申込みや、入札参加申込書等に不備がある場合は、無効となりますので、事前に記載内容をよく確認してから提出してください。 (4) 提出された書類は一切お返しできませんのでご了承ください。 (5) 入札参加者数等の照会は、お受けできません（開札後の公表内容は「第6 開札」を参照してください。）。				

※ 市は、入札に先立ち、「あま市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づき、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、入札参加申込書記載の内容（氏名・生年月日・性別・住所・役職名）について、愛知県津島警察署長に照会します。

質疑及び回答

受付期間	令和8年10月22日（木）から10月28日（水）まで
提出方法	電子メールのみ（ zaisei@city.ama.lg.jp ）
回答予定日	令和8年11月5日（木）（市公式ウェブサイトに掲載）

第4 入札保証金

1 入札保証金の受付・納付

受付期間	令和8年12月9日（水）から12月16日（水）まで 午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
受付場所	あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部財政課（3階）

- (1) 入札参加者は、上記の受付期間までに、入札保証金として、**入札金額の100分の5以上（1円未満切上げ）に相当する金額を市所定の納付書により**納付しなければなりません。
- (2) 入札保証金額は、入札金額の100分の5以上の額としてください。入札保証金額が入札金額の100分の5以上の額に達しない場合は、その入札を無効とします。
- (3) **受付時に金額入りの納付書を作成・発行しますので、金額を申出てください。**金額の記載のない納付書は発行できません。

2 入札保証金の還付等

- (1) 落札者以外の入札者に対しては、開札後に入札保証金を還付します。落札者に対しては、契約締結後に還付しますが、申し出により契約保証金に充当することができます。
- (2) 入札保証金には利子を付けません。入札保証金を納付した者は、地方自治法第235条の4第3項の規定により、入札保証金を納付した日からその還付を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することはできません。
- (3) 落札者が契約締結期限までに契約を締結しない場合には、その落札は無効となり、地方自治法第234条第4項の規定により、入札保証金は本市に帰属することとなります。

第5 入 札

入札期間	令和8年12月17日（木）から12月22日（火）まで 午前9時から午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） ※最終日の12月22日（火）は午前9時から午後3時まで
入札場所	あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 総務部財政課（3階） 電話 052-444-1714（直通）
提出書類	(1) 入札書 (2) 印鑑登録証明書（個人）又は印鑑証明書（法人）の原本 (3) 入札保証金納付を証する書類の写し
入札書の作成方法	黒色のボールペンか万年筆 を使用して記入してください。 入札者の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入の上、押印してください。（代理人が入札する場合は、入札者欄に委任者の住所・氏名を記入し、その下に代理人の住所・氏名を記入の上、代理人の印鑑を押してください。） 金額の記入は算用数字を用い、 最初の数字の前に「金」の文字 を記入してください。 入札保証金額を入札金額の下段に記入してください（ 入札金額の100分の5以上 ）となります。所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が見積金額の100分の5以上の額に達しない者のした入札場合は、入札が無効となります。 誤字等を加除訂正した場合は、その箇所に押印してください。なお、金額の訂正はできませんのでご注意ください。 入札書は封筒に入れ封緘し、表面に「入札書在中」、裏面に入札者の住所及び氏名（名称及び代表者名）を記載してください。
入札の方法	入札期間内に、直接、上記の入札場所へ持参してください。 郵送・電話・電子メール等での入札はできません。 提出した入札書は、事由のいかんにかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。
予定価格の公表	入札における売払促進のため、予定価格（最低売却価格）を公表します。入札書の金額が予定価格に達しない場合、その入札は失格となります。

入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とします。

- 1 市有財産一般競争入札参加申込書（入札参加者が代表者の代理人である場合は、委任状を含む。）及び誓約書を提出していない者のした入札
- 2 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法第238条の3の規定に該当する者、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者、「あま市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（あま市長・愛知県津島警察署長、令和7年3月13日付け締結）に基づく排除措置を受けている者）がした入札
- 3 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札及び入札保証金が見積金額の100分の5以上の額に達しない者のした入札
- 4 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札
- 5 入札に際して連合等による不正行為があった入札
- 6 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- 7 入札書に記載された入札金額又は氏名（法人にあっては名称及び代表者名）が確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が確認できないもの

- 8 入札書に記載された入札金額が訂正されたもの
- 9 予定価格公表物件について、入札書に記載された入札金額が予定価格に達しないもの
- 10 郵送による入札
- 11 虚偽の事実を記載した者のした入札
- 12 担当職員の指示に従わなかった者の入札

第6 開 札

開札日時	令和8年12月22日（火）午後3時30分から（午後3時開場）
開札会場	あま市七宝町沖之島深坪1番地 あま市役所 C2会議室（2階）

1 開 札

- (1) 開札は、入札期間終了後、入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が開札場所に同席しない場合には、入札に関係のない本市の職員を立ち会わせて開札します。この場合、異議の申し立てはできません。
- (2) 落札者は、市の定める予定価格以上の最高の価格をもって決定します。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係のない本市の職員にくじを引かせます。

2 開札への参加

- (1) 入札者又はその代理人でなければ、開札会場に入場することはできません。
- (2) 電話等による開札結果の照会は、身元確認ができないためお断りします。

3 入札結果の公表

- (1) 入札結果については、その内容（物件の所在・地番、実測面積、予定価格、落札額及び落札者名、入札参加者数）を、一定期間、市公式ウェブサイトに掲載して公表します。
- (2) 個人（事業を営む個人を除く。）が落札された場合、落札者名は「個人」と表示します。
- (3) あま市情報公開制度に基づき、落札者以外の入札参加者名及びその入札金額等について、情報公開請求があれば開示しますので、あらかじめご承知おきください。
- (4) 公表前の申込者数等の問い合わせについては回答できません。

第7 売買契約の締結

1 契約締結期限

- (1) 落札者は、**落札決定の日から21日以内（今回の入札では令和9年1月12日（火）まで）に売買契約を締結**しなければなりません。
- (2) この日までに売買契約を締結しない場合、その落札は無効となり、入札保証金は本市に帰属することとなります。

2 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として**契約金額の100分の10以上（1円未満切上げ）に相当する金額**を納めなければなりません。
- (2) この契約保証金は、売買代金に充当することができます。ただし、契約保証金をあま市契約規則に定める有価証券等により納付した場合は、売買代金に充当することができませんので、売買代金の全額を納付した後に、保証金納付時に発行した納付証明書と引換えに還付します。
- (3) 契約保証金は、市所定の方法により納付してください。契約保証金には利子を付けません。

3 その他

- (1) 売買契約書に貼付する収入印紙（印紙税）は、落札者の負担となります。
- (2) 契約締結後、入札において談合等の不正な事実が判明した場合は、落札者に対し契約書に基づき損害賠償を請求します。
- (3) 売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載されている者の名義で行います。
- (4) 売買契約は、実測面積で行います。

第8 売買代金の納付

- 1 **売買代金の納期限は、契約日から30日以内**とします。契約締結の際に納付した契約保証金を差し引いた残額を、この期限までに納付していただきます。
- 2 契約保証金は、売買代金の残金が納期限までに納付されなかった場合には、本市に帰属することとなります。また、この場合には契約を解除します。
- 3 入札に当たっては、あらかじめ金融機関と相談される等、十分な資金計画を立ててください。

第9 所有権移転等

1 所有権移転

売買代金の全額が納付されると同時に、売却物件の所有権を移転します。

2 引渡し

所有権の移転と同時に、現状有姿で引渡します。

3 所有権移転登記

- (1) 売買代金の全額納付後、市が所有権移転登記の嘱託を行い、所有権移転登記の手続きを進めます。
- (2) 所有権移転登記については登記簿に記録されている地積で行い、実測面積と登記簿に記録されている地積との間に不一致が生じても、市は地積更正登記をする義務を負いません。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札物件を買受けた者（以下「買受人」といいます。）の負担となります。
- (4) 買受人には、登記に必要な次の書類を提出していただきます。

住所証明書 （発行後3か月以内のもの）	個人の場合⇒住民票の写し（1通） 法人の場合⇒現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（1通） ※入札時に提出された住民票の写し等に記載された内容に変更がない場合は、提出の必要はありません。
登録免許税の納付領収書	金融機関で納付した領収書

- (5) 入札後、所有権移転登記をする前に住所等を変更された場合は、直ちにご連絡ください。

4 固定資産税等について

買受人には、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税が課税されます。詳しくは、次へお問合せください。

- ・固定資産税及び都市計画税 あま市役所総務部税務課 電話 052-444-0509（直通）
- ・不動産取得税 愛知県西尾張県税事務所 電話 0586-45-3158（代表）

5 実地調査

契約条件の履行状況を把握するため、本市は随時、売却物件を実地調査し、又は買受人に必要な報告を求めることができます。この場合、買受人は協力する義務を負います。

第 10 用途等の制限

売却物件の用途地域は第一種中高層住居専用地域ですが、周辺環境への配慮の観点から、次に該当する用途での建設及び利用はしてはならないこととします。また、本物件を利用するにあたって、本契約締結の日から 10 年間はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用賃借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならないこととします。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- 3 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体の用に供する施設
- 4 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条に規定する境内建物の用に供する施設、その他これらに類する施設
- 5 墓地、納骨堂、火葬場若しくは葬祭場、又はペットに関するそれらと同様の施設設備
- 6 一般廃棄物又は産業廃棄物を収集、運搬又は処分を行うことを業とする者が設置する施設（自家処理施設を含む。）、その他これらに類する施設
- 7 その他、周辺の交通量の大幅な増加や大型車両の頻繁な通行等により、又は騒音、悪臭、粉塵等により周辺地域の環境に悪影響を及ぼすと見込まれる施設

第 11 その他留意事項

- 1 今回の入札において、申込み及び落札がなかった場合には、一定期間内において先着順にて受け付け、売却します。
- 2 受付期間・申込方法等の詳細につきましては、あま市役所総務部財政課までお問合せください。なお、事情により受付期間途中に取り下げることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 3 本入札心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令及びあま市契約規則の定めるところによって処理します。
- 4 建築等に当たり、あま市宅地開発等に関する指導要綱及び同要綱に基づく基準を始め、関係法令等を遵守してください。

地方自治法（抄）

（職員の行為の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

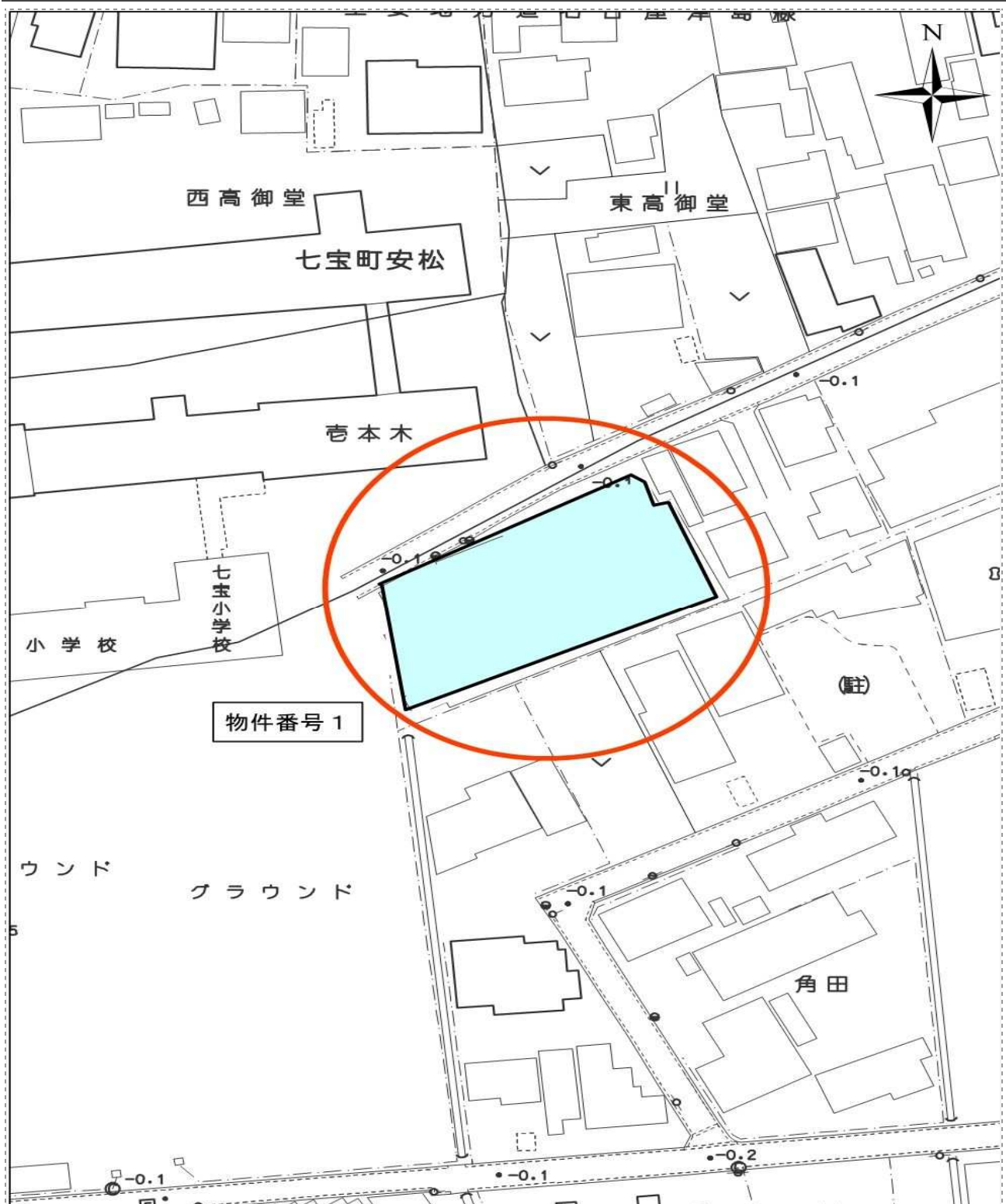
七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

物 件 調 書

					物件番号	1
所在地番	あま市七宝町桂角田7番1 あま市七宝町桂角田8番1			予定価格	60,348,000 円	
住居表示	無	実測面積(7番1)	417.72 m ²	地目(7番1)	宅地	
		実測面積(8番1)	733.95 m ²	地目(8番1)	学校用地	
形状	実測図のとおり	高低差	無			
接面道路の幅員及び構造	北側 市道桂16号線(幅員約4.5m、舗装)					
法令等に基づく制限	都市計画法	市街化区域				
	建築基準法	用途地域	第一種中高層住居専用地域	斜線制限	道路・隣地	
		建ぺい率	60%	日影規制	有	
		容積率	200%	防火地域	無(建築基準法第22条区域)	
		高度制限	無			
その他						
私道の負担等に関する事項	私道負担	無				
	道路後退	無				
施設整備状況			接面道路配管	事業所名	電話番号	
	電	気有	—	中部電力パワーグリッド津島営業所	0120-929-475	
	上水道	有	北側φ75mm	あま市上水道課	052-441-7115	
	下水道	無	—	あま市下水道課	052-441-7116	
	都市ガス	有	—	東邦ガスネットワーク	052-872-9598	
交通機関	バス	名鉄バス「七宝町桂」より西方 350m				
	鉄道	名鉄津島線「七宝駅」より南方 3,700m				
公共機関 ※物件からの直線距離	市役所	あま市役所	2,800 m	保育園	七宝北部保育園	1,500 m
	小学校	七宝小学校	5 m	中学校	七宝中学校	400 m
	郵便局	七宝郵便局	750 m	消防署	海部東部消防署	1,700 m
	医療機関	加藤医院	900 m	金融機関	大垣共立銀行七宝支店	200 m
参 考 事 項	・この調書と現況との間に差異が生じている場合は、現況を優先します。 ・本物件は、昭和46年頃から令和元年頃まで小学校及び中学校の学校給食のための調理等を行う学校給食センターとして利用されていました。 ・令和3年度に建物等を解体した後は市の財産として除草等の管理を行っています。 ・敷地周辺に木柵を設置しています。 ・本物件は、地下埋設物調査、地盤調査、土壌調査等は行っておりません。 ・敷地内(地中を含む)に埋設物等が発見された場合も、その撤去及び処分に係る費用は市が負担しません。 ・土壌汚染が判明した場合であっても、対策費用等について市は負担しません。 ・埋蔵文化財包蔵地には含まれていません。 ・排水については、地域関係者及び小切戸用悪水土地改良区の排水同意が必要となる場合があります。 ・本物件敷地内(7番1)に給水引込管があります。 ・下水道供用開始予定区域であり、今後、下水道受益者負担金が生じます。 ・本物件の南側にフェンスがあります。また、フェンスの南に水路があり、本水路を管理するための隣接する市有地(あま市七宝町桂角田7番4、8番4)があります。 ・登記に必要な登録免許税、印紙税及び司法書士報酬等は落札者の負担です。 ・物件の利用にあたり、越境物の解消、隣接土地所有者・地域住民等との調整が必要となった場合は、すべて落札者の負担と責任において行ってください。 ・交通、公共施設との距離は、あくまで目安です。 ・本物件は、現況有姿での引渡しとなります。					

※物件調書は入札参加者が物件の把握をするための参考資料ですので、必ずご自身において現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

〈物件位置図〉（物件形状は概略で売却のみ表示）



※この図面は、権利等の確認には使用できません。
※現況と異なる場合があります。

〈登記事項証明書（写し）〉

公用

愛知県あま市七宝町桂角田7-1

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年1月11日	不動産番号	1814005034994
地図番号	35	筆界特定	余白		
所 在	海部郡七宝町大字桂角田				余白
	あま市七宝町桂角田				平成22年3月22日行政区画変更 平成22年3月23日登記
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1783番	田	383		余白	
7番	宅地	482	51	平成15年3月1日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 字角田1784番2 〔平成15年3月3日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成17年1月11日	
7番1	余白	480	44	①③7番1、7番2に分筆 〔令和4年4月6日〕	
余白	余白	417	72	③7番1、7番3、7番4、7番5に分筆 〔令和5年12月12日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地改良法の換地処分による所有権 登記	平成15年3月3日 第1600号	所有者 海 部 郡 七 宝 町 順位5番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成17年1月11日
2	所有権移転	令和4年2月14日 第2597号	原因 平成22年3月22日合併による承継 所有者 あ ま 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年9月25日
名古屋法務局津島支局

登記官

松岡義明



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D01896 (1/2)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年1月11日	不動産番号	1814005034995
地図番号	35	筆界特定	余白		
所 在	海部郡七宝町大字桂角田		余白		
	あま市七宝町桂角田		平成22年3月22日行政区画変更 平成22年3月23日登記		
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1780番1	田		158	余白	
余白	学校用地	余白		②昭和45年6月15日変更 〔昭和45年6月17日〕	
8番	学校用地		921	平成15年3月1日土地改良法による換地処分 他の従前の土地 字角田1781番、1782番 〔平成15年3月3日〕	
余白	余白	余白		管轄転属により登記 平成17年1月11日	
8番1	余白		806	①③8番1、8番2、8番3に分筆 〔令和4年4月6日〕	
余白	余白		733	③8番1、8番4に分筆 〔令和5年12月12日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	土地改良法の換地処分による所有権登記	平成15年3月3日 第1600号	所有者 海 部 郡 七 宝 町 順位4番の登記を移記
	余白	余白	管轄転属により登記 平成17年1月11日
2	所有権移転	令和4年2月14日 第2597号	原因 平成22年3月22日合併による承継 所有者 あ ま 市



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和8年9月25日
名古屋法務局津島支局

登記官

松 岡 義 明



* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、

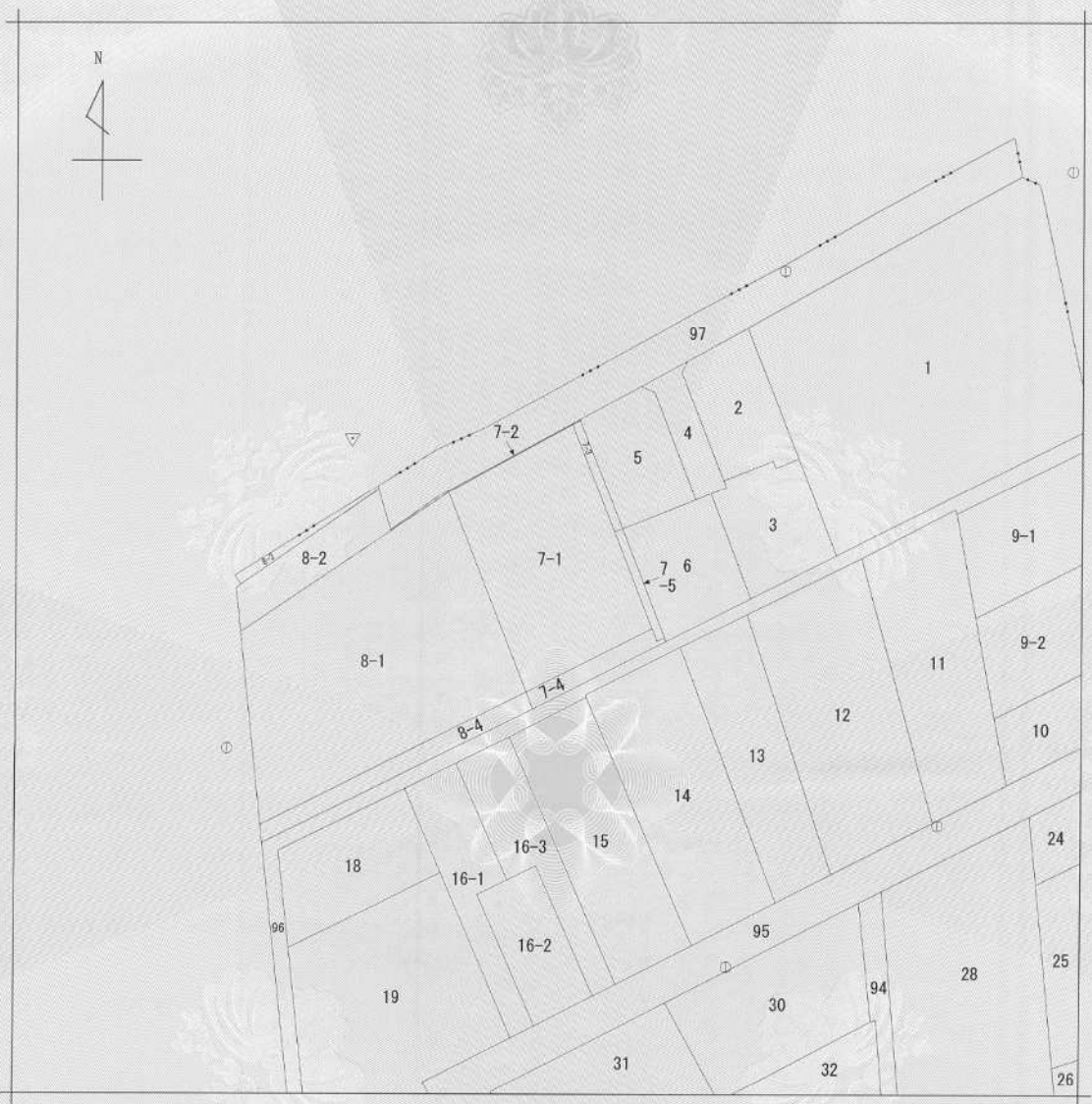
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D01896 (2 / 2)

1 / 1

〈物件公図（写し）〉



請求部分	所在地				あま市七宝町桂角田		地番	7番1		
出力縮	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号		分類	地図(法第14条第1項)		種類	土地改良所在図
作成年月日	平成15年3月1日				備付年月日(原図)	平成15年3月3日		補記事項		

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年9月25日
名古屋法律局津島支局
登記官
松岡義明

請求番号：26-1
(1/1)

公用

〈詳細図〉 (地積測量図 (写し))

登記年月日：令和元年12月12日

会社

本図は図面に記載されている図面を複製したものである。
令和元年9月25日 国土院地籍部地籍課 作成

図面番号

図面番号



図面番号：25-3

地積測量図

地番 7-1, 7-3
7-4, 7-5

土地の所在 京都市七区新桂東田

名称 新桂東田

地番	NO	X	Y	X _{平均}	Y _{平均}	X _{平均} - (X _{平均} + 1) - (Y _{平均} - 1)	面積
7-1	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-3	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-4	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-5	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
合計							

地番	NO	X	Y	X _{平均}	Y _{平均}	X _{平均} - (X _{平均} + 1) - (Y _{平均} - 1)	面積
7-1	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-3	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-4	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-5	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
合計							

地番	NO	X	Y	X _{平均}	Y _{平均}	X _{平均} - (X _{平均} + 1) - (Y _{平均} - 1)	面積
7-1	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-3	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-4	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-5	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
合計							

地番	NO	X	Y	X _{平均}	Y _{平均}	X _{平均} - (X _{平均} + 1) - (Y _{平均} - 1)	面積
7-1	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-3	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-4	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-5	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
合計							

面積一覽表

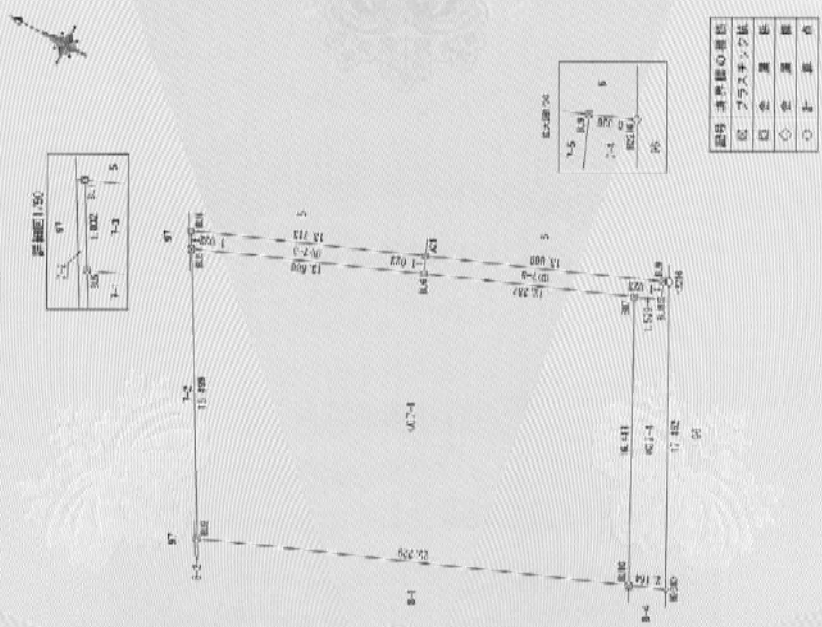
地番	NO	X	Y	X _{平均}	Y _{平均}	X _{平均} - (X _{平均} + 1) - (Y _{平均} - 1)	面積
7-1	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-3	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-4	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
7-5	NO	-41224.712	-41224.712	-41224.712	-41224.712	0.000	0.000
合計							

測量年度	測量年度	測量年度
令和元年	令和元年	令和元年
令和元年	令和元年	令和元年
令和元年	令和元年	令和元年

作成者 国土院地籍部地籍課
作成日 令和元年12月12日

申請人 京都市長 村上 浩司

縮尺 1/250



測量年度	測量年度	測量年度
令和元年	令和元年	令和元年
令和元年	令和元年	令和元年
令和元年	令和元年	令和元年

年月

測量年月日：平成5年12月12日

本図は図面に記載されている各点の正確な位置を示すものである。
 令和5年12月25日 本図は図面に記載されている各点の正確な位置を示すものである。

測量員

測量員

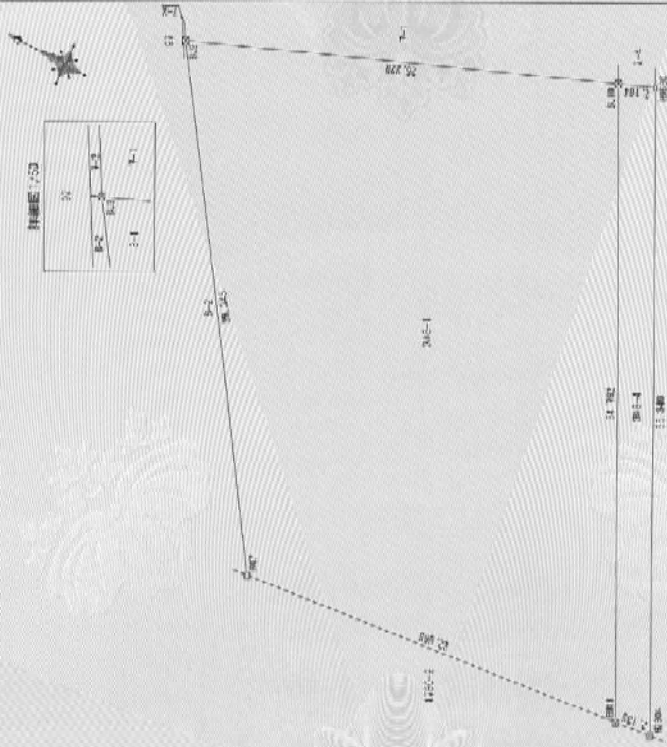


測量番号：25-2

地積測量図

地番 3-1, 3-4

土地の所在 あま市七宝町結角田



記号	地積測量図の記号
①	境界点
②	境界点
③	境界点
④	境界点

単位=m

申請人 あま市長 村上 孝司

申請人

作成者 公益社団法人 あま市公共施設整備公社地籍測量士協会
 社員 土井 隆雄 一 郎 孝
 1995年12月4日作成

作成者

表 積 算 表

地番	面積	面積	面積	面積
3-1	14.702	14.702	14.702	14.702
3-4	11.480	11.480	11.480	11.480
合計	26.182	26.182	26.182	26.182

図 積 算 表

項目	面積	面積	面積	面積
3-1	14.702	14.702	14.702	14.702
3-4	11.480	11.480	11.480	11.480
合計	26.182	26.182	26.182	26.182

項目	面積	面積	面積	面積
3-1	14.702	14.702	14.702	14.702
3-4	11.480	11.480	11.480	11.480
合計	26.182	26.182	26.182	26.182

現況写真



撮影方向：西側から撮影 撮影日：R8.10.9



撮影方向：南側から撮影 撮影日：R8.10.9



撮影方向：東側から撮影（7番4、8番4にあるフェンス） 撮影日：R8.10.9



撮影方向：南側から撮影（量水器） 撮影日：R8.10.9

市有財産一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

あま市長様

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > ー

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > ー

令和8年12月22日執行の以下の物件番号の市有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田7番1	宅地	4 1 7. 7 2 m ²
	あま市七宝町桂角田8番1	学校用地	7 3 3. 9 5 m ²
	以下余白		

- (注) 1 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
 2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写しを添付すること。
 3 様式第1（その2）を併せて提出すること。
 4 愛知県津島警察署長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

申 込 人 情 報

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日

【法人その他の団体の場合】

商号又は名称				
所 在 地				
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

(注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

委 任 状

代理人 住 所

氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件番号に係る市有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	4 1 7 . 7 2 m ²
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	7 3 3 . 9 5 m ²
	以下余白		

令和 8 年 月 日

あ ま 市 長 様

委任者

住 所

氏名又は名称

及び代表者名

（電話番号） < > —

印

誓 約 書

令和8年 月 日

あ ま 市 長 様

氏名又は名称
及び代表者名

印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第7号までの規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

入 札 書

令和8年 月 日

あ ま 市 長 様

申込人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > —

代理人 住 所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > —

印

印

下記の金額をもって入札します。

記											
入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺
											円
入札保証金額											円

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	4 1 7 . 7 2 m ²
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	7 3 3 . 9 5 m ²
	以下余白		

- (注) 1 金額の数字は算用数字を用い、頭に「金」の文字を記入すること。
2 「入札する物件」については、該当する物件番号を○で囲むこと（物件番号を間違えないようにご注意ください。）。
3 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
（入札参加申込書への記載と同一とする。）

記入例

様式第1（その1）

市有財産一般競争入札参加申込

あま市長殿

申込人 住所 〇〇市〇〇町
氏名又は名称 株式会社
及び代表者名 代表取締役
(電話番号) <〇〇〇〇> 〇〇〇 - 〇〇〇〇

電話番号を記入

R.〇.〇.〇.〇~〇.〇.〇.〇
の間の日付になります

令和〇年〇月〇日

法人の登記簿謄本（現在
事項全部証明書）、住民
票と一致

共有の場合の記入方法

申込人 住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番地 〇〇市〇町〇丁目〇番地
氏名又は名称 (持分 1/2) (持分 1/2)
及び代表者名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
(電話番号) <〇〇〇〇> 〇〇 - 〇〇〇〇 <〇〇〇〇> 〇〇〇 - 〇〇〇〇

代理人 住所
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号)

【代理入札を希望する場合】
代理人欄と委任状（様式第2）の記載内容
が一致します

令和8年12月22日執行の以下の物件番号の市有財産の一般競争入札に参加したいので、入札参加を申し込みます。

記

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田7番1	宅地	417.72 m ²
	あま市七宝町桂角田8番1	学校用地	733.95 m ²
	以下余白		

- (注) 1 複数による入札（共有）を希望する場合は、持分割合を明記すること。
2 申込人が法人の場合は法人の登記簿謄本（現在事項証明書）、個人及びその他の団体の場合には住民票の写しを添付すること。
3 様式第1（その2）を併せて提出すること。
4 愛知県津島警察署長に申込人の氏名その他申請書に記載されている情報を提供し、意見を求めることがある。

申 込 人 情 報

住民票の写しと一致

【個人の場合】

氏 名	ふりがな	性別	生年月日
〇〇 〇〇	××× ×××	男	昭和〇〇年〇月〇日

【法人その他の団体の場合】

商号又は名称	株式会社 〇〇			
所 在 地	〇〇市〇〇町〇丁目〇番地			
役 員 等 に 関 す る 事 項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
代表取締役	(××× ×××) 〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	(××× ×××) 〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
取締役	(××× ×××) 〇〇 〇〇	男	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
監査役	(××× ×××) 〇〇 〇〇	女	昭和〇〇年 〇月〇日	〇〇市〇〇町〇-〇-〇
ふりがなを記入			生年月日を記入	
	()			
	()			
	()	法人の登記簿謄本（現在事項全部証明書）に記載されている役員（監査役、監事等を含む。）をすべて記載 （退任者は記載不要です）		
	()			

（注） 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

委 任 状

代理人 △△市△△町△丁目△番地

様式 1（その 1）と
一致

氏 名 △△ △△

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件番号に係る市有財産の一般競争入札に関する一切の権限

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	4 1 7 . 7 2 m ²
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	7 3 3 . 9 5 m ²
	以下余白		

令和 年 月 日

あ ま 市 長 殿

申込書の日にと一致

様式 1（その 1）の
申込者と一致

委任者

住 所 ○○市○○町○丁目○番地

氏名又は名称 株式会社 ○○

及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○

（電話番号） <○○○○○> ○○ -○○○○



印鑑を押印

誓 約 書

申込書の日にと一致

令和 年 月 日

あ ま 市 長 殿

様式 1 (その 1) の
申込者と一致

氏名又は名称
及び代表者名

株式会社 ○○

代表取締役 ○○ ○○



印鑑を押印

【複数名による入札の場合】

(持分 1/2)

(持分 1/2)

○○ ○○ 印

□□ □□ 印

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しておりません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

入 札 書

あ ま 市 長 殿

令和●年●月●日

申込人 住 所 ○○市○○区○○番地
氏名又は名称 株式会社 ○○
及び代表者名 代表取締役 ○○ ○○
(電話番号) <○○○>○○○-○○○○○

様式 1 (その 1) と
一致

入札日の日付を記載

電話番号を記入

印鑑を押印

代理人 住 所 △△市△△町△丁目△番地
氏名又は名称
及び代表者名 △△ △△
(電話番号) <△△△>△△△-△△△

予定価格以上の額をご記入ください。

下記の金 額をもって入札します。

印鑑を押印

記

入札金額		拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	壺	
			金	●	●	●	●	●	●	●	●	円
入札保証金額				金	●	●	●	●	●	●	●	円

入札金額の 5 % 以上をご記入ください。

物件 番号	所在及び地番	土地	
		地目	実測面積
1	あま市七宝町桂角田 7 番 1	宅地	4 1 7 . 7 2 m ²
	あま市七宝町桂角田 8 番 1	学校用地	7 3 3 . 9 5 m ²
	以下余白		

入札書は 1 物件につき 1 枚作成し、封筒に入れ、封緘してください。

【封筒の作成例】

(表)

入 札 書 在 中

(裏)

入 札 者 住 所
名 称 及 び
代 表 者 氏 名

市有財産売買契約書(案)

売出人 あま市（以下「甲」という。）と買受人●●●●（以下「乙」という。）とは、次の条項により市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の履行）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

物件番号	所在地	区分	地目	地積	摘要
1	あま市七宝町桂角田7番1	土地	宅地	417.72 m ²	
	あま市七宝町桂角田8番1	土地	学校用地	733.95 m ²	

（売買代金）

第3条 売買代金は、金 円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、本契約締結の際に契約保証金として金【※ 落札金額の100分の10以上】円を、この契約締結と同時に、甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金には、利息を付さない。

3 甲は、乙が第5条に定める義務を履行したときは、第1項の契約保証金を売買代金に充当するものとする。ただし、契約保証金が現金により納付された場合に限る。

4 乙の責めに帰すべき事由によりこの契約が解除されたときは、第1項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

5 前項の契約保証金は、第19条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（売買代金の支払）

第5条 乙は、売買代金を甲の発行する納入通知書により令和●年●月●日までに甲に支払わなければならない。【※ 契約日から30日以内】

（所有権の移転）

第6条 乙が売買代金を完納したときに売買物件の所有権は乙に移転するものとする。

（所有権移転登記）

第7条 乙は、売買物件の所有権が移転したとき、甲に対して当該売買物件の所有権移転登記を請求するものとし、甲は、その請求を受理した後、遅滞なく、所有権移転登記の嘱託手続をとるものとする。この場合の登録免許税その他の費用は、すべて乙の負担とする。

2 乙は、前項の登記の嘱託を請求する際は、登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書その他甲が必要と認める書類を甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第8条 甲は、売買物件の所有権が移転した後速やかに当該売買物件をその所在する場所において現状有姿のまま乙に引き渡すものとする。

（危険負担）

第9条 この契約締結のときから売買物件の所有権の移転のときまでにおいて、当該売買物件が甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない理由により滅失し、又は損傷して修補が著しく困難

な場合、若しくは修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となった場合は、甲又は乙は、書面により相手方に通知して、この契約を解除することができる。

- 2 この契約締結のときから売買物件の所有権の移転のときまでにおいて、前項の理由によって当該売買物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって、引渡しの日を延期しても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期による損害賠償を請求することができない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は、乙に対し、既に受領した金員を無利息で速やかに返還するものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、この契約締結後、売買土地に面積の不足、地下埋設物、土壌の汚染等が発見されたとしても、一切の担保責任を負わない。また、乙は、売買土地に関し、契約内容の不適合を理由として、甲に対して履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除について、引渡しの日から2年以内に甲に対して協議を申し出ることができるものとし、甲は協議に応じるものとする。

(容認事項)

第11条 乙は、次の各号の事項を確認し、承諾の上で売買物件を買い受けるものとする。

- (1) 売買物件の近隣所有者及びその所有権を取得した第三者が、将来建築物を建築することにより、日照・通風・眺望等の環境が変化する可能性があること
- (2) 売買物件の周辺環境及び近隣関係は変化する可能性があること
- (3) 法令に基づく制限等については、将来、法令の改正等により制限が付加及び変更される場合等があること
- (4) 売買物件には、甲が所有し、処分権限を有する工作物・地下埋設物・樹木等を含むものとする
- (5) 越境物がある場合であっても現状有姿のまま引き渡すものとし、越境物解消のための交渉や手続きは、乙の責任で行うものとする
- (6) 上下水道・電力・ガス等の工事及び利用申請、整地・電柱移設・乗入設置・側溝整備の工事等、売買物件の利用に必要となる各種の手続きや工事については、乙の責任において行うものとする
- (7) その他、別添の物件調書の記載事項

(使用等の禁止)

第12条 乙は、本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は売買物件にかかる賃借権、使用貸借による権利その他の使用及び収益を目的とする権利を第三者に取得させてはならない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分の決定を受けた団体の用に供する施設
- (4) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第3条に規定する境内建物の用に供する施設、その他

これらに類する施設

- (5) 墓地、納骨堂、火葬場若しくは葬祭場、又はペットに関するそれらと同様の施設設備
- (6) 一般廃棄物又は産業廃棄物を収集、運搬又は処分を行うことを業とする者が設置する施設（自家処理施設を含む。）、その他これらに類する施設
- (7) その他、周辺の交通量の大幅な増加や大型車両の頻繁な通行等により、又は騒音、悪臭、粉塵等により周辺地域の環境に悪影響を及ぼすと見込まれる施設

（実地調査等）

第13条 甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、売買物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく前2項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第14条 乙は、第12条に定める義務に違反したときは、契約金額の10分の3に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

2 乙は、前条第3項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、契約金額の10分の1に相当する額を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

3 前2項の違約金は、第19条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第15条 甲は、この契約に定める義務を乙が履行しないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当していると認められるときは、何らの催告を要せず、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

3 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

- 4 甲は、第2項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第16条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

- 2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(返還金等)

第17条 乙は、甲が第15条に定める解除権を行使したときは、甲は、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(原状回復義務)

第18条 乙は、甲が第15条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(返還金の相殺)

第20条 甲は、第17条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第18条第2項又は前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第21条 この契約の締結及び履行に必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課の負担)

第22条 売買物件に賦課される公租公課は、所有権移転登記をした日の前日までの原因によるものは甲の負担とし、所有権移転登記をした日以後の原因によるものは乙の負担とする。

(近隣住民等への配慮)

第23条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との間に紛争が生じないように努めなければならない。

(連帯債務)

第24条 乙が複数であるときは、乙は、甲に対し、各自連帯してこの契約に定める債務を負担するものとする。

(疑義の決定)

第25条 この契約に定めのない事項又はこの契約に定める事項について疑義が生じたときは甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、あま市役所所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和●年●月●日

売払人 愛知県あま市七宝町沖之島深坪1番地
あま市
代表者 あま市長 八島 堅志

買受人 ●●●●●●●●
●● ●●



あま市公告第 3 1 号

次のように市有財産（土地）を一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 2 2 日

あま市長 八 島 堅 志

開 札 の ご 案 内

1 開札日時

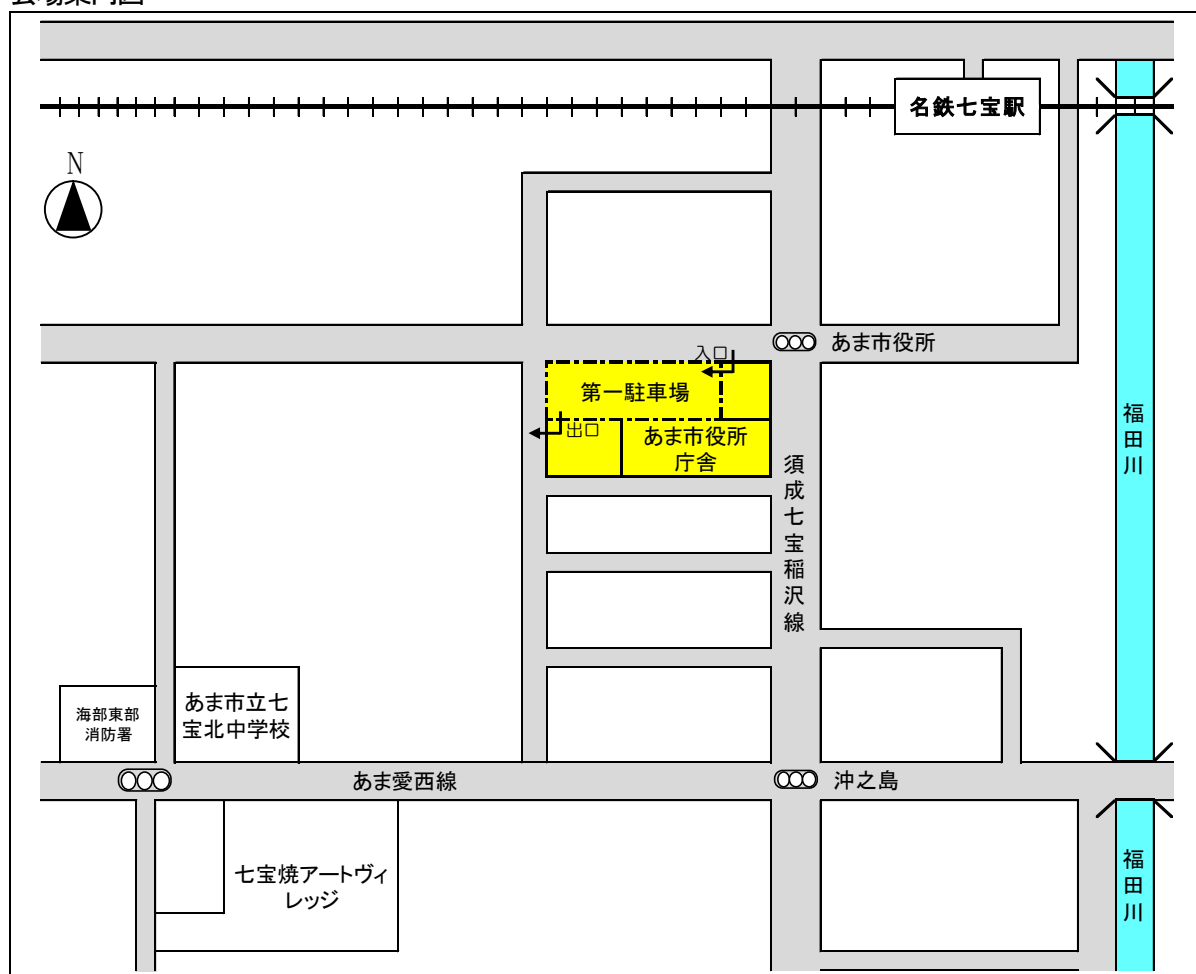
令和8年12月22日(火)

開 場 時 間	午後3時
開 札	午後3時30分から

2 開札会場

- (1) 会 場
あま市役所 C2会議室(2階)
- (2) 住 所
あま市七宝町沖之島深坪1番地
- (3) 電 話
052-444-1714 (財政課直通)

会場案内図



3 開札立会時の持ち物

名刺

印鑑 (代理人により入札する場合は代理人の印鑑: 委任状提出の場合)